

夕張市介護保険福祉用具購入費等及び住宅改修費等受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅要介護被保険者等の経済的負担の軽減を図るため、介護保険法（平成9年法律第23号。以下「法」という。）に規定する福祉用具購入費等及び住宅改修費等を事業者へ受領委任払いすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 福祉用具購入費等 夕張市介護保険条例施行規則（平成12年規則第16号。以下「規則」という。）第23条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費等をいう。
- (3) 住宅改修費等 規則第24条第1項に規定する居宅介護住宅改修費等をいう。
- (4) 事業者 法第44条第1項及び法第56条第1項に規定する福祉用具販売事業者並びに法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する住宅改修を行う事業者をいう。
- (5) 受領委任払い 居宅要介護被保険者等が福祉用具購入費等及び住宅改修費等の支給されるべき限度額において、当該居宅要介護被保険者等に代わり事業者が支払いを受けることをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用できる居宅要介護被保険者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険料に滞納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 事業者が受領委任払いの支払いに同意していること。

(登録)

第4条 受領委任払いによりサービスを提供しようとする住宅改修を行う事業者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（様式第1号）及び介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する登録の届出があったときは、その内容を審査の上、

登録の決定をし、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録決定通知書（様式第3号）により当該届出者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第5条 前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録時における届出書の内容に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修事業を廃止し、休止し、又は再開するとき若しくは登録を辞退しようとするときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者（廃止・休止・再開・辞退）届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第6条 市長は、登録事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

（1）居宅要介護被保険者等の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否したとき。

（2）不正な手段により第4条の登録を受けたとき。

（3）不正に住宅改修等の請求を行ったとき。

（4）その他市長が登録の取消しについて必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知（様式第6号）により、当該登録事業者に通知するものとする。

（受領委任払いに係る手続き）

第7条 居宅要介護被保険者等が受領委任払いの適用を受けようとするときは、あらかじめ登録事業者の同意を受けなければならない。

2 居宅要介護被保険者等は、前項に規定する同意を受けたときは、規則第23号第1項又は第24号第1項に規定する申請書等に介護保険福祉用具購入費等及び住宅改修費受領委任払いに係る委任状及び同意書（様式第7号）を添付し市長に提出しなければならない。

（自己負担）

第8条 福祉用具購入費等及び住宅改修費等の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、当該福祉用具購入費等及び住宅改修費等に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(代理受領)

第9条 市長は、第7条第2項に規定する申請において、その支給の決定をしたときは、当該申請に係る福祉用具購入費等及び住宅改修費等を登録事業者に支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。